

# 事故・緊急時対応マニュアル

放課後等デイサービス・児童発達支援 このおと

## 1. 緊急時とは

緊急時とは、サービス提供時に発生した利用者の病状の急変、生命の危険等が生じた場合をいう。障害児通所支援サービス事業における従業者の場合、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

## 2. 事故発生予防のための情報収集

### (1) 利用者の情報収集

- ①保護者に、受診機関・疾患、診断名・服薬状況等を個人調書に記入していただき、情報を収集する
- ②サービス提供の際、事前に体温測定をし、緊急事態の発生の可能性を予測する

### (2) 利用者や保護者とのコミュニケーション

- ①モニタリング等で利用者や保護者とコミュニケーションをとり、状態の把握に努める
- ②利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい関係を築くことが大切である
- ③顔色や熱感等の観察による情報も重要であるため、よく観察する

## 3. 緊急時の対応

### (1) 緊急連絡

- ①状態に応じて主治医に連絡または119番に通報する
- ②保護者に連絡する
- ③必要に応じて、他の利用者に状況を説明し、落ち着かせる
- ④事業主・管理者と共に、対応を協議する

### (2) 119番通報

- ①救急車が迅速に到着できるよう、事前に事業所の案内方法を想定しておく(目標となる建物等の確認)
- ②利用者の状況を簡潔明瞭に伝える
  - ・意識(意識がない・反応がない・呂律が回らない etc.)
  - ・呼吸(呼吸がない・速い・遅い・弱い etc.)
  - ・脈拍(脈拍がない・速い・遅い・弱い etc.)
  - ・体温(体温が高い・低い)
  - ・吐血、下血(色・量・回数 etc.)
  - ・嘔吐(嘔吐物の色・量・形状 etc.)

### (3) 応急処置

医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・気道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・状況に応じ、近くに AED があれば対応

### (4) 救急車の誘導と到着後

- ①道路に出て、救急車を誘導する
- ②利用者の状況を落ち着いて説明する
- ③状況を把握しているものが救急車に同乗する

## **4. 結果の報告・記録**

(1) 対応結果について、保護者に報告する

(2) 緊急事態または、事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。

(特に事故については、この記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実践していくことになるので、従業員の記憶な定かな段階で、確実な事実の確認と記録が求められる)

(3) 対応手順に問題がないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する

## **5. 事故再発防止のための取り組み**

管理者および事業主は、事故が発生した場合に事故後の検証を行ったうえで、これまでの取り組みについて改善すべき点を検討し、事故再発防止の取り組みについては以下に留意し実施する。

(1) 再発防止策の策定

・すでに発生した事故が防げるものだったのか、今後、類似事故の防止のために何をすべきか、という視点で具体的に再発防止策の検討を行う

・策定した再発防止策については、既存の指針に確実に反映させるとともに、その後の取り組みに応じて、随時見直しを図る

(2) 職員等への周知徹底

発生した事故について、再発防止策を職員全員に周知するとともに、必要に応じて保護者にも共有を行う

## **6. 利用者等に対する当該マニュアルの閲覧**

利用者等は、いつでも本マニュアルを閲覧することができる。また、当事業所のホームページに公開する。

(附則) このマニュアルは令和3年4月1日より施行する